

児童指導員の要件の変更について

1 概要

省令改正に伴い、以下の通り児童指導員の要件が変更となる。

- (1) 幼稚園教諭の免許状を有する者を、児童指導員になることができる者に追加
- (2) 大学において社会福祉学等を専修する学科等を修めて卒業した者は児童指導員になることができる。ところが、当該大学に短期大学及び専門職大学の前期課程を修了した者は含まれないものとする

2 適用時期

平成31年4月1日

3 条文新旧対照表（千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例抜粋）

改正前	改正後
<p>第27条</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 心理療法担当職員は、大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学をいう。以下同じ。）<u>の学部で</u></p> <p>、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第38条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>第27条</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 心理療法担当職員は、大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学をいう。以下同じ。）<u>(短期大学を除く。第36条第3項、第56条第4項、第58条第4号及び第5号、第66条第15項、第90条第3項、第98条第4項並びに第100条第4号において同じ。)</u>において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第38条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者<u>(学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第52条第2項第1号及び第58条第1号において同じ。)</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p>

改正前	改正後
<p>(児童指導員の資格)</p> <p>第58条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 精神保健福祉士の資格を有する者</p> <p>(4) 大学の<u>学部</u>で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(5) 大学の<u>学部</u>で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者</p> <p>(6) 大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(8) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したものの</p> <p>(9) 教育職員免許法<u>第3条第1項、第4項及び第5項の規定により</u>、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、市長が適当と認めたもの</p> <p>(10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</p>	<p>(児童指導員の資格)</p> <p>第58条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 精神保健福祉士の資格を有する者</p> <p>(4) 大学<u>において</u>、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(5) 大学<u>において</u>、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者</p> <p>(6) 大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(8) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したものの</p> <p>(9) 教育職員免許法<u>に規定する幼稚園</u>、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の<u>免許状</u>を有する者であって、市長が適当と認めたもの</p> <p>(10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</p>